

町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 ( 2 0 1 5 年 ) 1 1 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を  
改正する条例

町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年  
12月町田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給され	0.88

	る場合を除く。)	
	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89
障がい補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65	0.80

条第1項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）	
遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

付則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年	0.88

金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例付則第5条の規定は、平成27年10月1日以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付

又は改正前国共済法第 8 9 条第 3 項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。) 又は平成 2 4 年一元化法第 3 条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法 (昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号。以下「改正前地共済法」という。) による職域加算額 (被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令 (平成 2 7 年政令第 3 4 7 号) 第 7 条第 1 項の規定により読み替えられた平成 2 4 年一元化法附則第 6 0 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第 8 7 条第 2 項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は改正前地共済法第 9 9 条の 2 第 3 項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。) の受給権者が同一の支給事由により厚生年金保険法 (昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号) による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成 2 4 年一元化法附則第 4 1 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成 2 4 年一元化法附則第 6 5 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例付則第 5 条第 1 項の規定は、適用しない。

- 4 新条例付則第 5 条の規定を適用する場合には、平成 2 7 年 1 0 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間にこの条例による改正前の町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づいて支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例の規定による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
<p>付 則 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障がい又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第16条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障がい又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>			<p>付 則 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障がい又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第16条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障がい又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		
傷病補償年金	<p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)</p> <p>附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障</p>	0.73	傷病補償年金	<p>国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)</p> <p>附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険法の障害年金」という。)</p> <p>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保</p>	0.75

町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

改正後		改正前	
害厚生年金等」とい う。)及び国民年金法 (昭和34年法律第1 41号)による障害基 礎年金(同法第30条 の4の規定による障害 基礎年金を除く。以下 「障害基礎年金」とい う。)		う。)	
障害厚生年金等(当該 補償の事由となった障 がいについて障害基礎 年金が支給される場合 を除く。)	0.86	国民年金等改正法附則 第32条第1項に規定 する年金たる給付に該 当する障害年金(以下 「旧国民年金法の障害 年金」という。)	0.89
障害基礎年金(当該補 償の事由となった障が いについて障害厚生年 金等又は平成24年一 元化法附則第37条第 1項に規定する給付の うち障害共済年金(以 下「平成24年一元化 法改正前国共済法によ る障害共済年金」とい う。)若しくは平成2 4年一元化法附則第6 1条第1項に規定する 給付のうち障害共済年 金(以下「平成24年 一元化法改正前地共済 法による障害共済年 金」という。)が支給 される場合を除く。)	0.88	厚生年金保険法(昭和 29年法律第115 号)の規定による障害 厚生年金(以下単に「障 害厚生年金」という。) 及び国民年金法(昭和 34年法律第141 号)の規定による障害 基礎年金(同法第30 条の4の規定による障 害基礎年金を除く。以 下単に「障害基礎年金 &quot;という。)	0.73
国民年金法等の一部を 改正する法律(昭和6 0年法律第34号。以 下「国民年金等改正法 &quot;という。)附則第87	0.75	障害厚生年金(当該補 償の事由となった障が いについて障害基礎年 金(以下「平成24年 一元化法改正前国共済 法による障害共済年 金」という。)が支給 される場合を除く。)	0.86
		障害基礎年金(当該補 償の事由となった障が いについて国家公務員 共済組合法(昭和33 年法律第128号)若 しくは地方公務員等共 済組合法(昭和37年 法律第152号)の規 定による障害共済年金 (以下単に「障害共済 年金」という。)又は 障害厚生年金が支給さ れる場合を除く。)	0.88

町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
	<u>条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）</u>				
	<u>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）</u>	<u>0.75</u>			
	<u>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）</u>	<u>0.89</u>			
障がい補償年金	<u>障害厚生年金等及び障害基礎年金</u>	<u>0.73</u>	障がい補償年金	<u>旧船員保険法の障害年金</u>	<u>0.74</u>
	<u>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.83</u>		<u>旧厚生年金保険法の障害年金</u>	<u>0.74</u>
	<u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.88</u>		<u>旧国民年金法の障害年金</u>	<u>0.89</u>
	<u>旧船員保険法による障害年金</u>	<u>0.74</u>		<u>障害厚生年金及び障害基礎年金</u>	<u>0.73</u>
	<u>旧厚生年金保険法によ</u>	<u>0.74</u>		<u>障害厚生年金（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.83</u>
				<u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.88</u>

町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
	<u>る障害年金</u>				
	<u>旧国民年金法による障害年金</u>	<u>0.89</u>			
遺族補償年金	<u>厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）</u>	<u>0.80</u>	遺族補償年金	<u>国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</u>	<u>0.80</u>
				<u>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</u>	<u>0.80</u>
				<u>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</u>	<u>0.90</u>
				<u>厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）</u>	<u>0.80</u>
	<u>遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.84</u>		<u>遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.84</u>
	<u>遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦</u>	<u>0.88</u>		<u>遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方</u>	<u>0.88</u>

町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
	年金				
	<u>国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</u>	<u>0.80</u>		<u>公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金</u>	
	<u>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</u>	<u>0.80</u>			
	<u>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</u>	<u>0.90</u>			
<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>			<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>		
	<u>障害厚生年金等及び障害基礎年金</u>	<u>0.73</u>		<u>旧船員保険法の障害年金</u>	<u>0.75</u>
	<u>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.86</u>		<u>旧厚生年金保険法の障害年金</u>	<u>0.75</u>
	<u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化</u>	<u>0.88</u>		<u>旧国民年金法の障害年金</u>	<u>0.89</u>

町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

改正後		改正前	
<u>法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)</u>			
旧船員保険法による障害年金	<u>0.75</u>	障害厚生年金及び障害基礎年金	<u>0.73</u>
旧厚生年金保険法による障害年金	<u>0.75</u>	障害厚生年金（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。)	<u>0.86</u>
旧国民年金法による障害年金	<u>0.89</u>	障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	<u>0.88</u>